

## 令和 11 年度指定野菜の需要及び供給の見通しの公表について

野菜生産出荷安定法施行令（昭和 41 年政令第 224 号。以下「施行令」という。）の改正により、令和 8 年 4 月 1 日よりブロッコリーが指定野菜となることから、野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第 3 条第 1 項及び施行令第 2 条の規定に基づき、令和 11 年度指定野菜の需要及び供給の見通しを次のとおりたてたので、公表する。ただし、冬ブロッコリー（11 月から翌年 3 月まで）については、令和 10 年度とする。

令和 7 年 3 月 3 1 日

農林水産大臣 江藤 拓

### 令和 11 年度指定野菜の需要及び供給の見通し

（単位：千トン）

| 項目     |                | 需要量<br><br>（純食料ベース） | 供給量     |        |
|--------|----------------|---------------------|---------|--------|
| 品目名    | 時期区分           |                     |         | 国内産供給量 |
| ブロッコリー | 4 月から 5 月まで    | 20～22               | 48～54   | 31～36  |
|        | 6 月から 10 月まで   | 44～46               | 106～112 | 61～67  |
|        | 11 月から翌年 3 月まで | 55～63               | 132～153 | 81～102 |